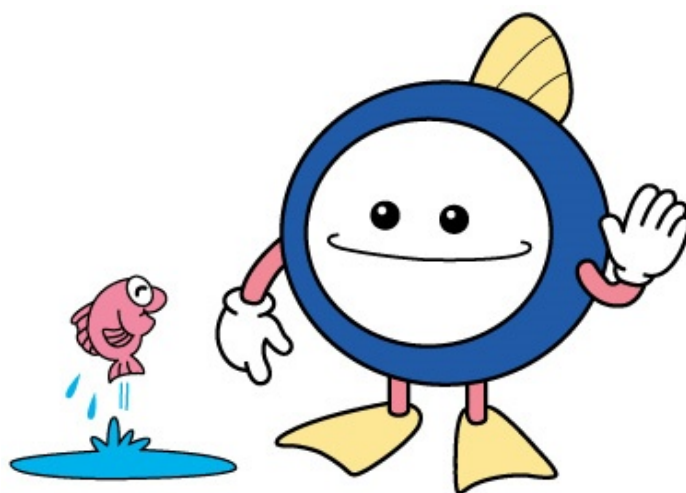


公共下水道 自費工事マニュアル

魅力ある都市環境の創造をめざして



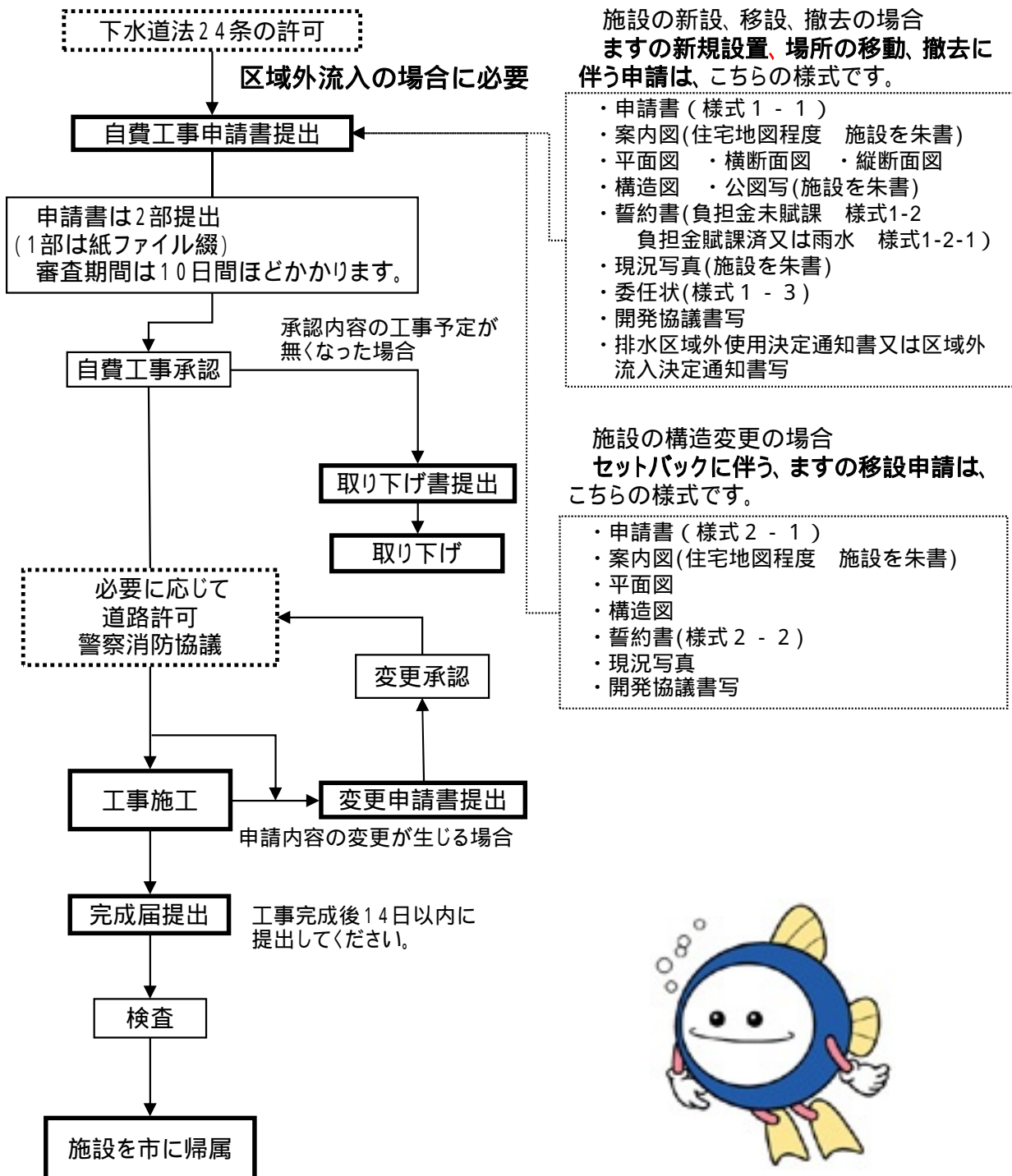
平成28年10月

厚木市

連絡先
河川みどり部 下水道総務課
電話番号 046-225-2362

下水道法第16条に基づく自費工事施工承認申請手続きの流れ

公共下水道の施設に関する工事（本管布設、公共ます設置等）を行う場合は、下水道法第16条により公共下水道管理者の承認が必要です。



1 . 概説

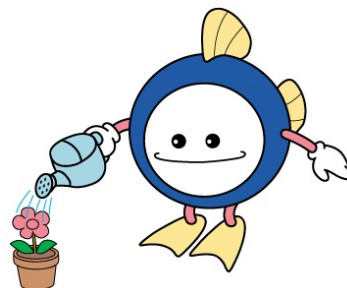
(1) 適用範囲

本マニュアルは、下水道法第16条に基づく申請承認行為に係る公共下水道の本管、公共汚水ます及び取付管について、自費工事の取扱いを定めたものです。(その他の施設の工事については、別途協議)

また、下水道法第24条の許可行為についても、このマニュアルを準用するものとし、工事施工に当たっては、この他関係法令を遵守するものとします。

参考に代表的な関係法令を次に掲げます。

- ・道路法
- ・道路交通法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・河川法
- ・消防法
- ・労働安全衛生法
- ・公害関係法令(県条例も含む)



(2) 管理区分

下水道施設には、市管理の「公共下水道施設」と私管理の施設として「排水設備」があり、この管理区分は、公共下水道本管から取り出されている第1番目の公共下水道汚水ますまでが市の管理となります。

(3) 用語の定義

・下水

生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水または雨水。

・下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水きょ、その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設。

・公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。

・排水区域

公共下水道により下水が排除できる区域で下水道法第9条第1項の規定により公示された区域。

・自費工事申請、承認等

公共下水道に下水を流入するために地方公共団体が管理する施設の新規接続又は、改造・維持・撤去を目的とし、工事をする場合の、下水道法第16条に基づく申請及び承認。

・排水設備

公共下水道の排水区域内の土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょその他の排水施設。

2. 自費工事の手続き

(1) 手順

調査設計

申請前に現場調査、下水道総務課との協議及び他の権利者の把握と承認等をしてください。

また、自費工事の設計にあたっては、定められた基準に沿って設計してください。

申請

申請書は添付図書類を満足させ、市に提出します。

承認

申請書類の内容及び添付図面の構造等に問題がない場合、承認書が発行されます。

意見書

県道、国道及び河川等を工事する場合は、その管理者から市の意見を求められることがあります。この場合、自費工事申請とは別に、市に意見書交付願を提出し意見書を求めてください。

関係機関手続き

工事に際し、必要な機関の手続きを行ってください。（警察署、消防署等）

工事着手

工事内容を写真で記録します。また、現場の安全管理を充分に行ってください。

工事の変更

申請内容に変更が生じた場合は、直ちに市と協議し変更申請の手続きを進め、変更承認を受けてください。

工事完成届

工事完成後、14日以内に提出してください。

（添付書類：位置図、写真記録帳、オフセット図）

検査

工事完成届が提出され次第順次検査します。



物件の帰属

検査の結果、異常がなければ工事の物件は市に帰属されます。また、これに伴い占用等の名義変更が生じます。

(2) 申請

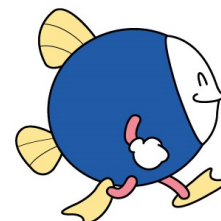
1) 自費工事の申請

その利用者が申請者になります。また、他の権利者がある場合は、その権利者の同意が必要です。(土地、家屋の所有者等)なお、書式については、職員にお問い合わせください。(公共下水道設置承諾書)

また、申請には代理人を立てることができます。この場合は、公共下水道の新設、撤去にあつては、委任状が必要となります。

2) 申請図書

- ・申請書・・・様式1-1または様式2-1
- ・案内図・・・住宅地図程度(位置を朱書)
- ・公図写・・・位置を朱書(申請書1-1の場合)
- ・誓約書・・・様式1-2、1-2-1または2-2(受益者負担金の賦課の有無を下水道総務課で確認してください)
- ・委任状・・・様式1-3(申請書1-1の場合)
- ・平面図・・・施設を朱書
- ・横断面図
- ・縦断面図・・・本管施工の場合に添付する
- ・構造図・・・公共ます取り出し標準図参照
- ・現況写真・・・朱書で施設の位置を記入
- ・協議書(写)・・・開発行為に該当する場合(特定開発事業含む)
- ・排水区域外使用決定通知書又は区域外流入決定通知書(写)・・・区域外流入の場合



3. 調査設計

(1) 調査

1) 現場調査

設計を行う前に必ず現場調査を行い、円滑な工事計画を立てると共に、次の点に留意すること。

交通状況、道路構造物、占用物件、工事する地域の土質、地下水の状況、架空線、公共下水道の位置、道路舗装状況、用途地域など

2) 下水道管理者との協議

市の下水道総務課に下水道台帳があり、公共下水道管及び人孔の位置を閲覧し、申請前に下水道管理者と協議する。

3) 権利者の把握及び承認

土地、建物、下水道施設、道路及び水路等の権利者を確認し、権利者がある場合は、工事の承認を得ること。

4) 公道上及び水路上の工事

工事場所が公道や水路上になる場合は、事前にその管理者と協議し、他工事の可能性の確認を行うこと。

(2) 設 計

公共下水道利用計画の検討

宅地利用造成計画との整合、宅地排水整備計画等諸条件を把握し、適切な公共下水道計画を検討すること。

技術上の基準

技術上の基準は次に掲げるほか、厚木市下水道施設標準構造図、厚木市排水施設構造等基準によるものとする。

1) 公共ますの設置位置

民地内で道路境界線から公共汚水ますの中心まで、概ね4.5mとする。ただし、全面道路幅員が4.0m未満の場所は、道路中心より公共汚水ます中心までを概ね2.40mとする。

また、設置にあたっては、土地所有者及び使用者の許可を得るものとする。ただし、宅地内に公共汚水ますを設置することができない場合及び特定事業場の場合は、道路管理者と協議の上、公道上に公共ますを設置することができる。

2) 公共ますの形状（新設する場合）

公共ますは、次の表を標準とする。ただし、支障物件および宅地条件等によって適合できない場合は、市と協議すること。

車道内に新設する場合は、厚木市型防護蓋を使用すること。

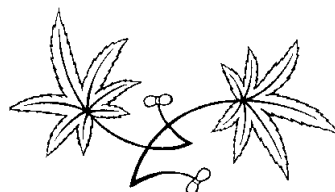
3) 取付管設置、撤去

取付管を設置、撤去しようとする者は、次の事に注意すること。

- (a) 取付管の延長は、原則として8.0m以内とする。
- (b) 取付管の屈曲部は、1箇所以内とする。ただし、ますの形状及び支障物件、宅地条件等によって困難な場合は、市と協議の上、屈曲部を2箇所とすることができる。
- (c) 取付管敷設上部には、明示シートを敷設すること。
- (d) 材料は、塩質塩化ビニル管とし、VU管以上の強度とする。
- (e) 本管との取付位置は、本管継目より30cm以上離し、取付管と取付管の間隔は、心間距離を1m以上とする。
- (f) 本管との接合は、可とう性支管を使用し、取付角度については本マニュアルに添付されている「取付角度範囲図」に示す範囲とする。ただし、マンホール、矩形管きよへの接続にあつては、この限りではない。
- (g) 最小管径は、(内径)150mmを標準とする。
- (h) 取付管の撤去は、公共ますより、本管接合支管手前までを撤去すること。

→ 標準図-1 参照

→ 標準図-9 参照



ますの規格と深さ基準

名 称	形状及び内径	深 さ
塩ビます(JSWAS K-7)	200・300mm	標準1000mm(1900mm迄)
0号人孔	750mm	1901mm～3000mm
1号人孔	900mm	3001mm～5000mm

注意:公共ますの最低深さは、排水設備の最低土被り(H=200mm)を確保できる深さとする。

4) 蓋の形状

塩ビますについては、厚木市型硬質塩化ビニル製蓋(日本下水道協会規格品)とし、車両が載る可能性があり、内径300mmのますを使用する場合は、厚木市型防護蓋または鋳鉄製蓋とする。2tを超える車両が通行する場所及び不特定多数の車両が進入する場所には、厚木市型防護蓋(日本下水道協会規格品)を用いる。

5) 下水道施設の移管等

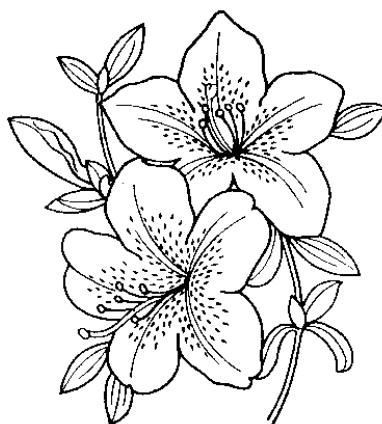
すべての既設下水道施設管理を市に移管して公共下水道施設にしようとする者は、その施設を事前に調査し、その結果について市と改善、補修並びに清掃の方法を協議した後に協議内容について実施後、下水道台帳を作成して市に提出し、検査を受けなければならない。

前項の「調査」とは、次に示すものとする。

- (a) 人孔蓋の形状、種類及び路面とのすり付け状況
- (b) 人孔の内部の状況及び管口の状況
- (c) 管きょ内への浸入水の有無及び管きょの破損等の状況
- (d) 取付管及び汚水ます並びに雨水ますの状況

既設下水道施設の検査を行った場合は、書面をもってその結果を通知するものとする。

なお、下水道台帳の作成にあたっては、市の指示によるものとする。



マニュアル添付 標準図面一覧

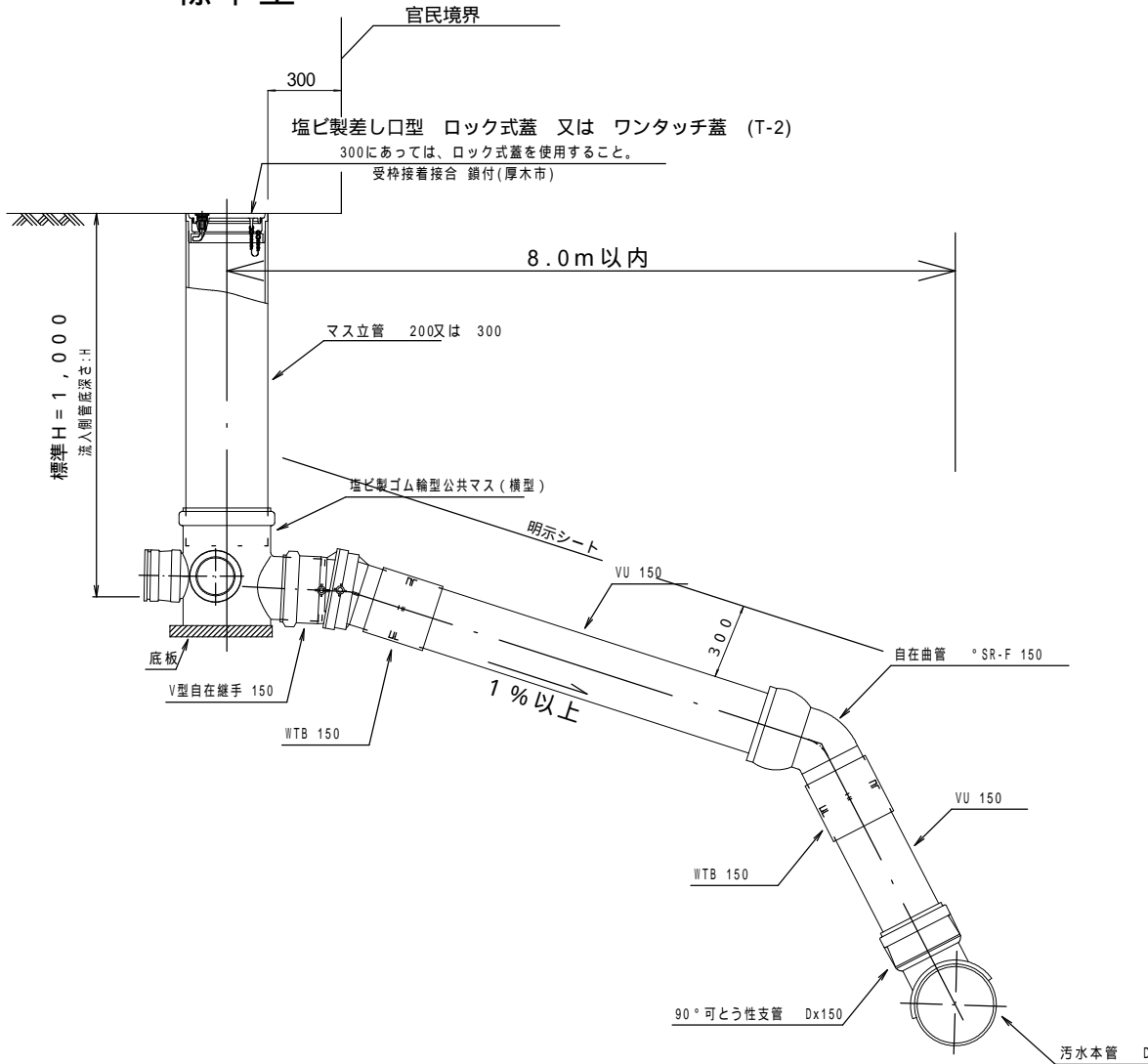
- 1、 厚木市型公共ます標準構造図 - 塩ビ製（標準型・ドロップ型） -
- 2、 厚木市型公共ます蓋標準構造図 - 200塩ビ製ます用（ロック式） -
- 3、 厚木市型公共ます蓋標準構造図 - 200塩ビ製ます用 -
- 4、 厚木市型公共ます防護蓋・基礎標準構造図 - 200塩ビ製ます用 T - 2 5、T - 1 4 -
- 5、 厚木市型公共ます標準構造図 200塩ビ製ます用 -
- 6、 厚木市型公共ます蓋標準構造図 - 300塩ビ製ます用 -
- 7、 厚木市型公共ます防護蓋・基礎標準構造図 - 300塩ビ製ます用 T - 2 5、T - 1 4 -
- 8、 厚木市型公共ます標準構造図 - 300塩ビ製ます用 -
- 9、 取付角度範囲図 ・ 公共ます撤去時の本管キャップ止め図
- 10、 厚木市型公共ます人孔接続標準構造図

厚木市「標示テープ」・「明示シート」は、
神奈川県建設業協会 県央支部で販売しています。

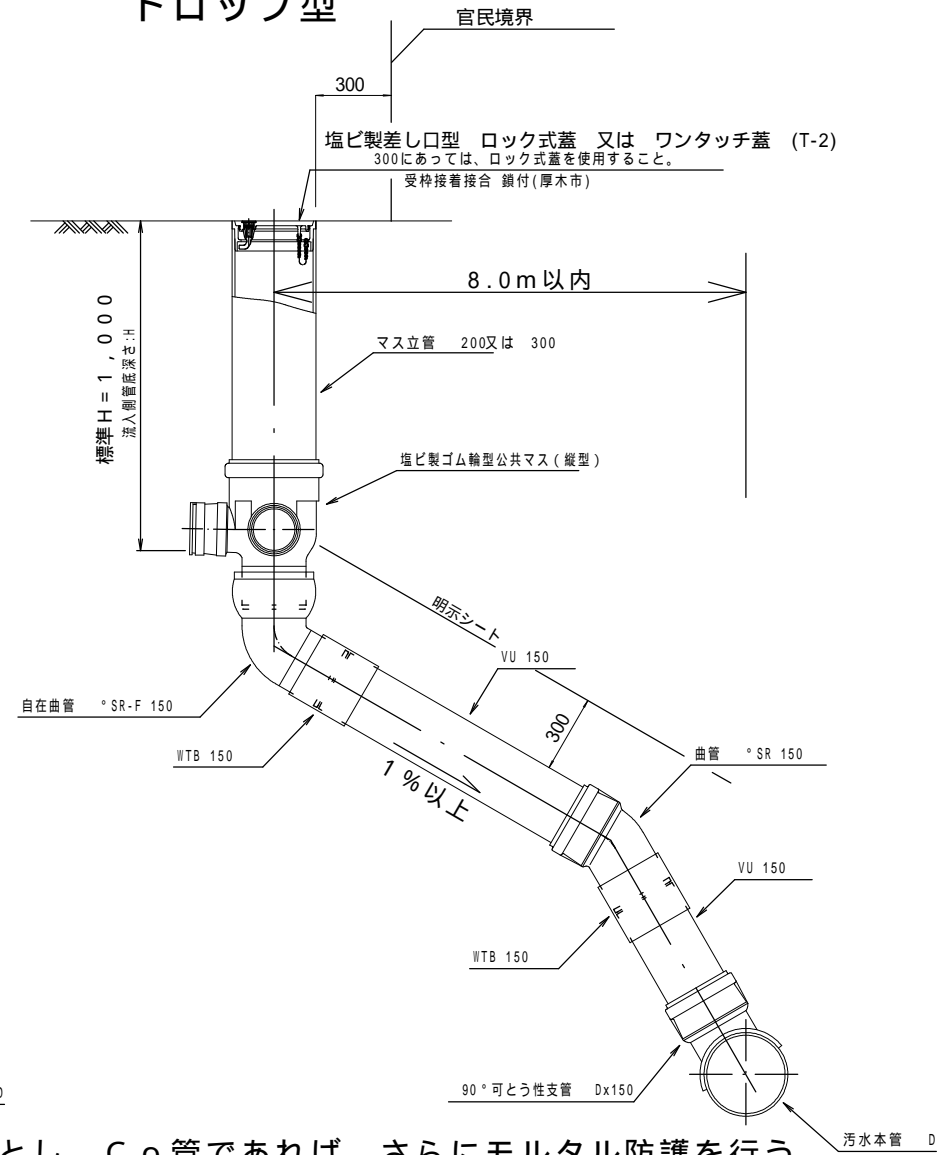
住 所 厚木市栄町1 - 2 - 2
（神奈川県 厚木土木事務所の北側です。）
TEL 046-221-0171
ホームページ <http://www.shin-ken.or.jp>

厚木市型公共ます標準構造図 塩ビ製（標準型・ドロップ型）

標準型



ドロップ型



本管と支管の接合は、本管が塩ビ管であれば、接着剤並びに番線止めとし、C o 管であれば、さらにモルタル防護を行う。

これによらない場合は別途協議すること。

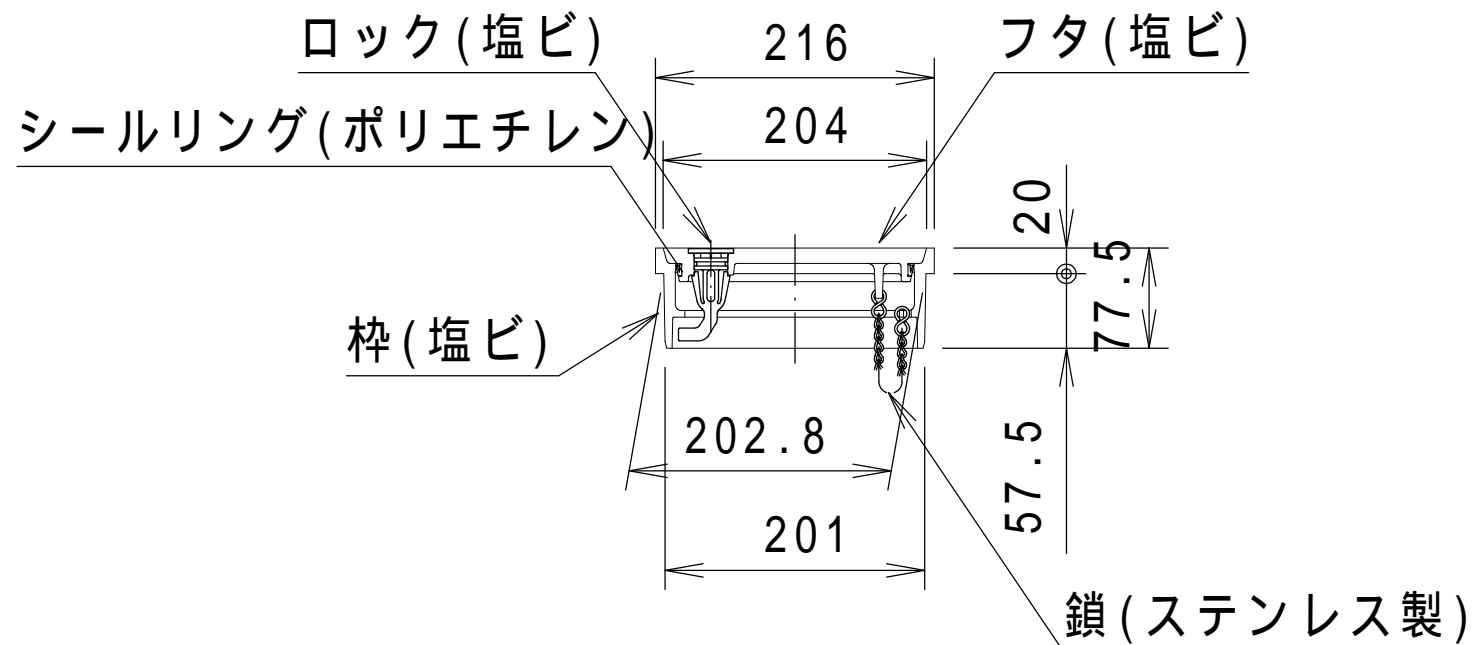
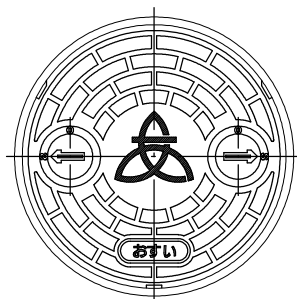
基礎は10 cm厚の砂基礎とし、軟弱地盤においては、砂基礎下の床面を砕石等で置き換える。

取付管は管上30 cmまで砂で防護し、厚木市明示シートを敷設すること。

厚木市型公共ます蓋標準構造図 200塩ビ製ます用(ロック式)

平面

断面



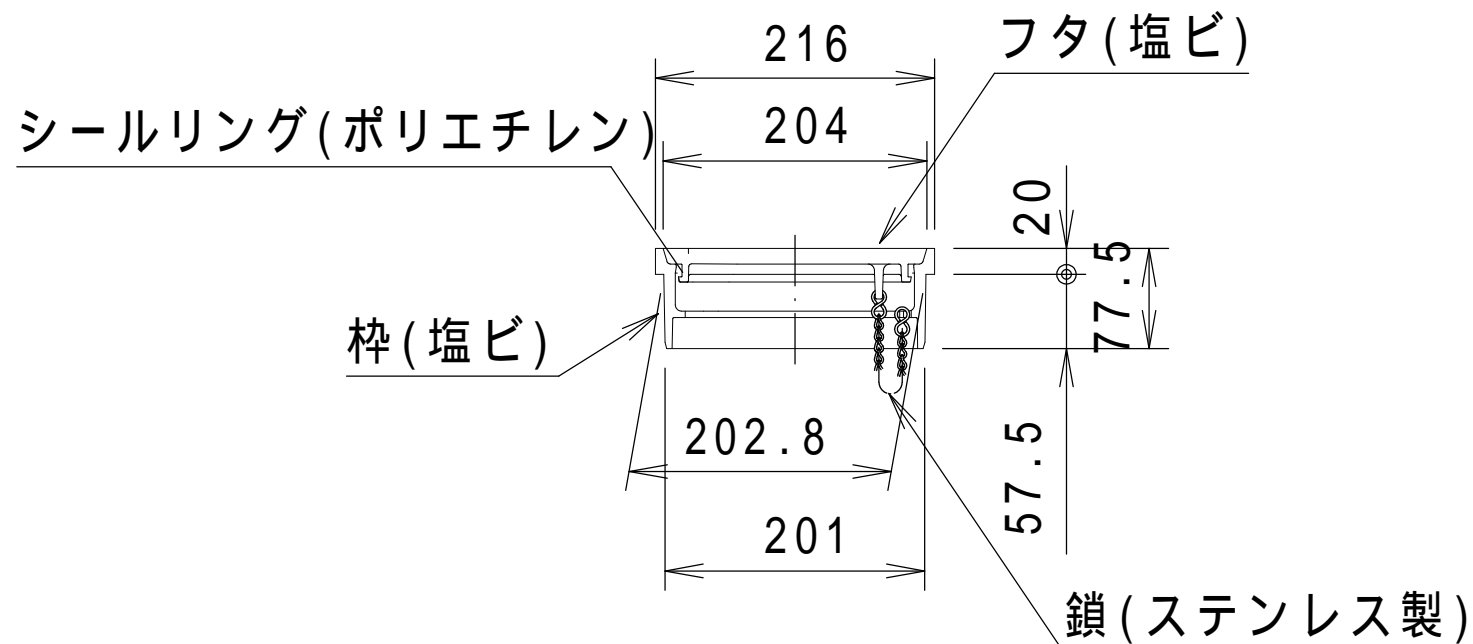
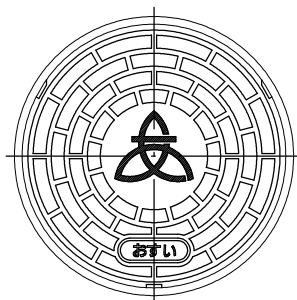
1
2

厚木市型塩ビ製公共雨水ます蓋は、表記の「おすい」を「雨水」にかえる。
なお、表記する文字は、「ひらがな」又は「漢字」とする。

厚木市型公共ます蓋標準構造図 200塩ビ製ます用

平面

断面



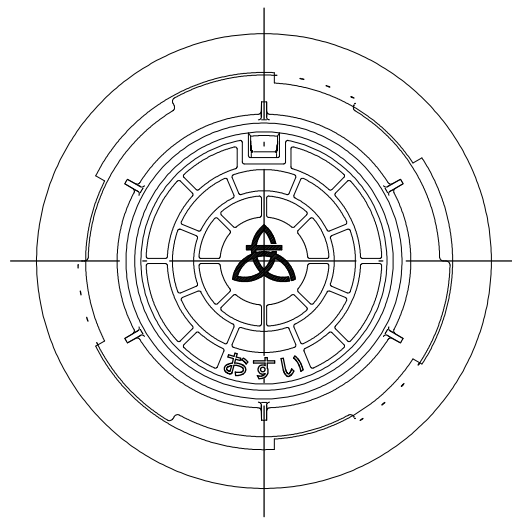
1
ω

厚木市型塩ビ製公共雨水ます蓋は、表記の「おすい」を「雨水」にかえる。
なお、表記する文字は、「ひらがな」又は「漢字」とする。

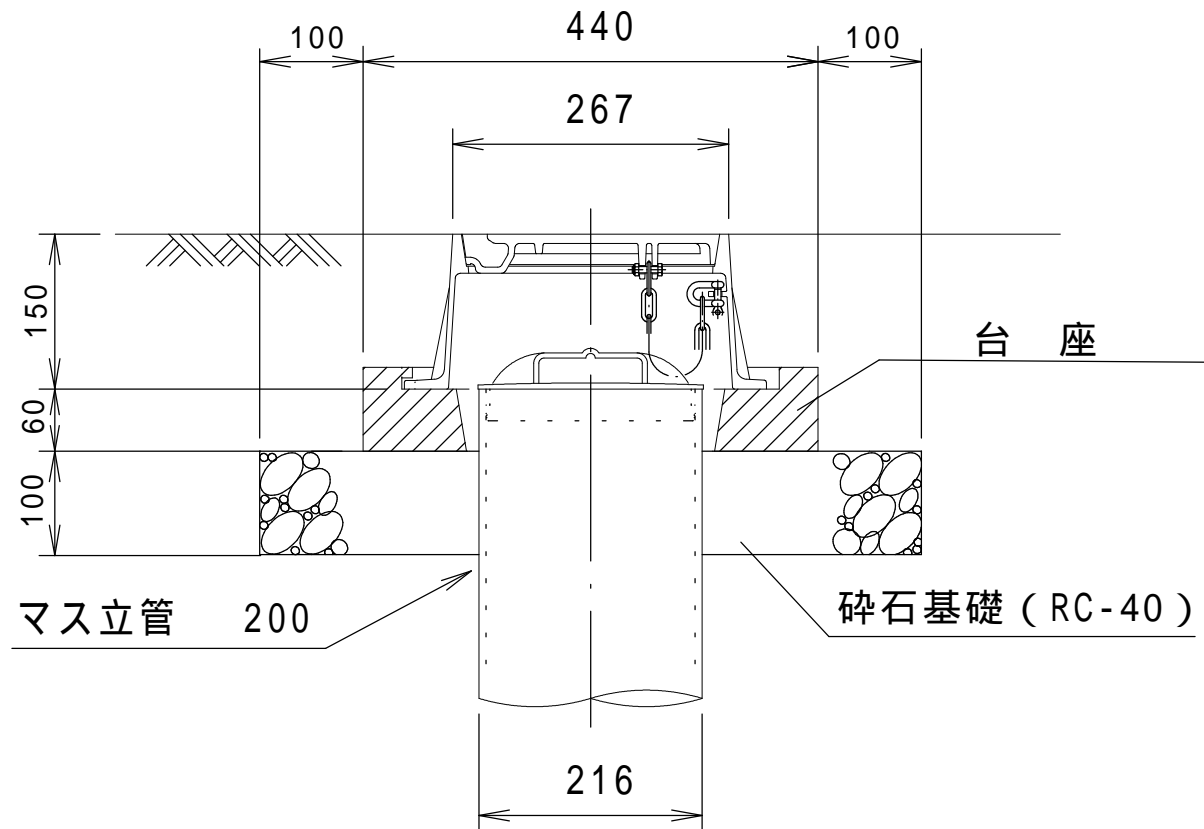
厚木市型公共ます防護蓋・基礎標準構造図 200塩ビ製ます用

T - 2 5 , T - 1 4

平面図



断面図



厚木市型公共雨水ます防護蓋は、
表記の「おすい」を「雨水」にかえる。

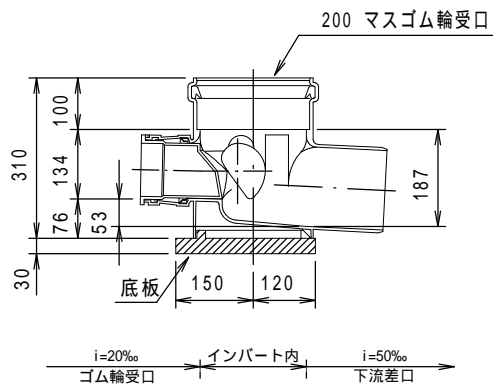
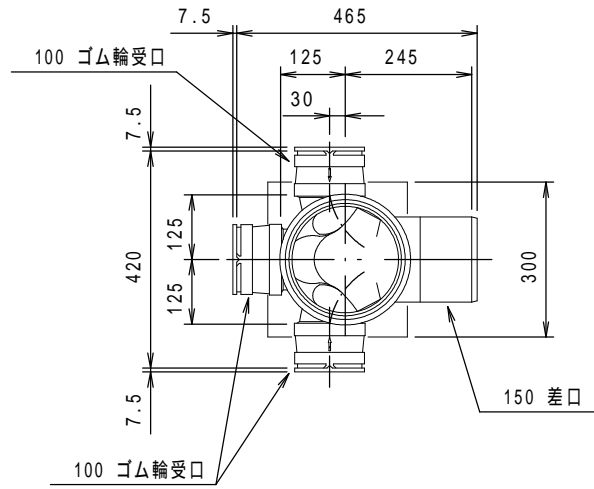
なお、表記する文字は、
「ひらがな」又は「漢字」とする。



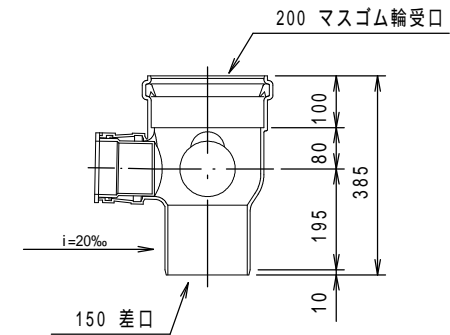
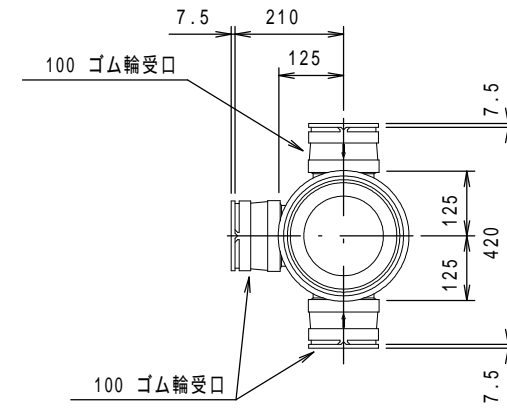
厚木市型公共ます標準構造図

200塩ビ製ます用

横 型



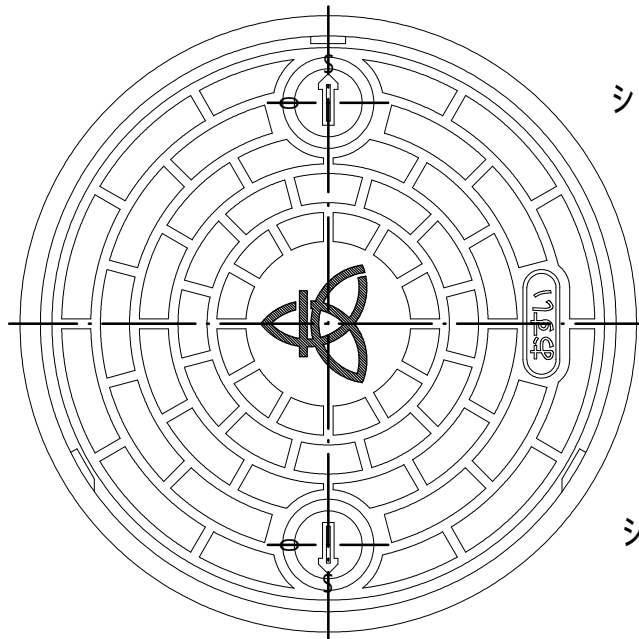
縦 型



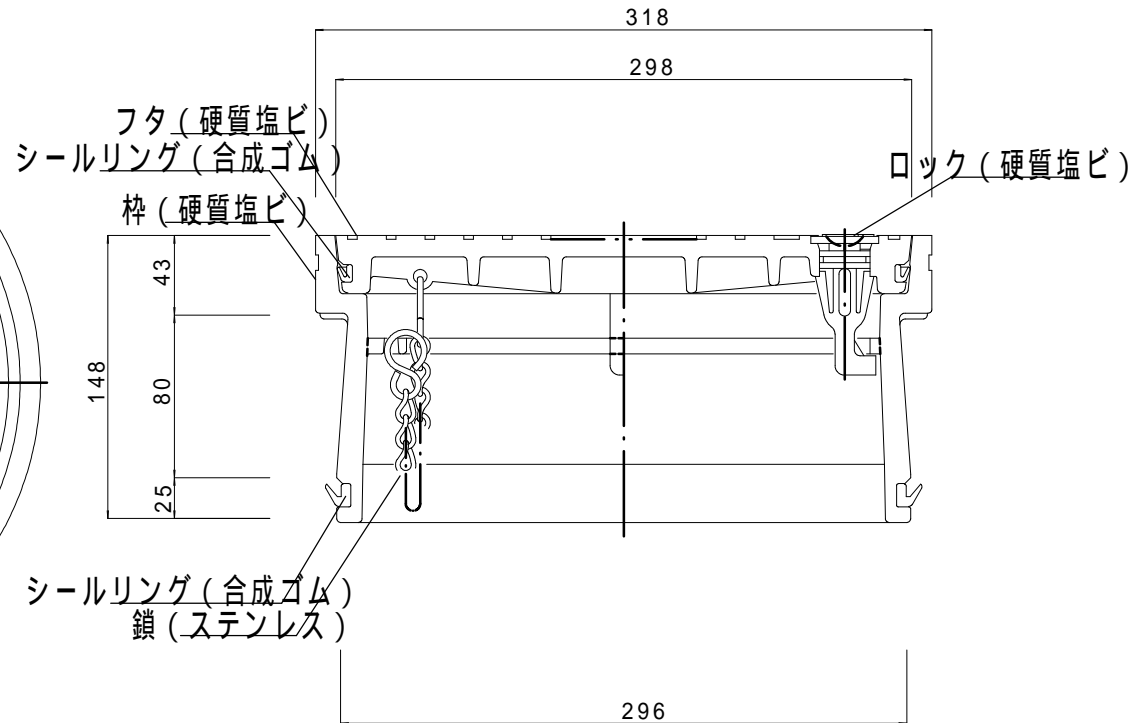
下水道用硬質塩化ビニル製ますは、下水道協会規格適合品とする。

厚木市型公共ます蓋標準構造図 300塩ビ製ます用

平面図



断面図



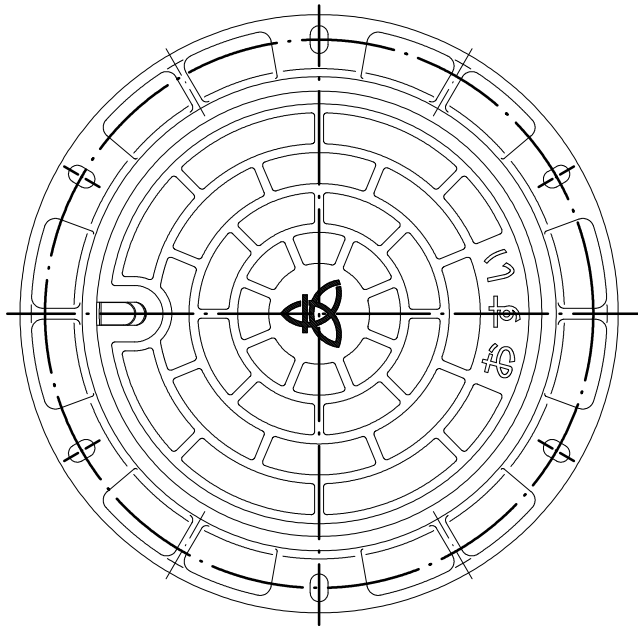
厚木市型塩ビ製公共雨水ます蓋は、表記の「おすい」を「雨水」とする。
なお、表記する文字は、「ひらがな」又は「漢字」とする。

厚木市型公共ます防護蓋・基礎標準構造図

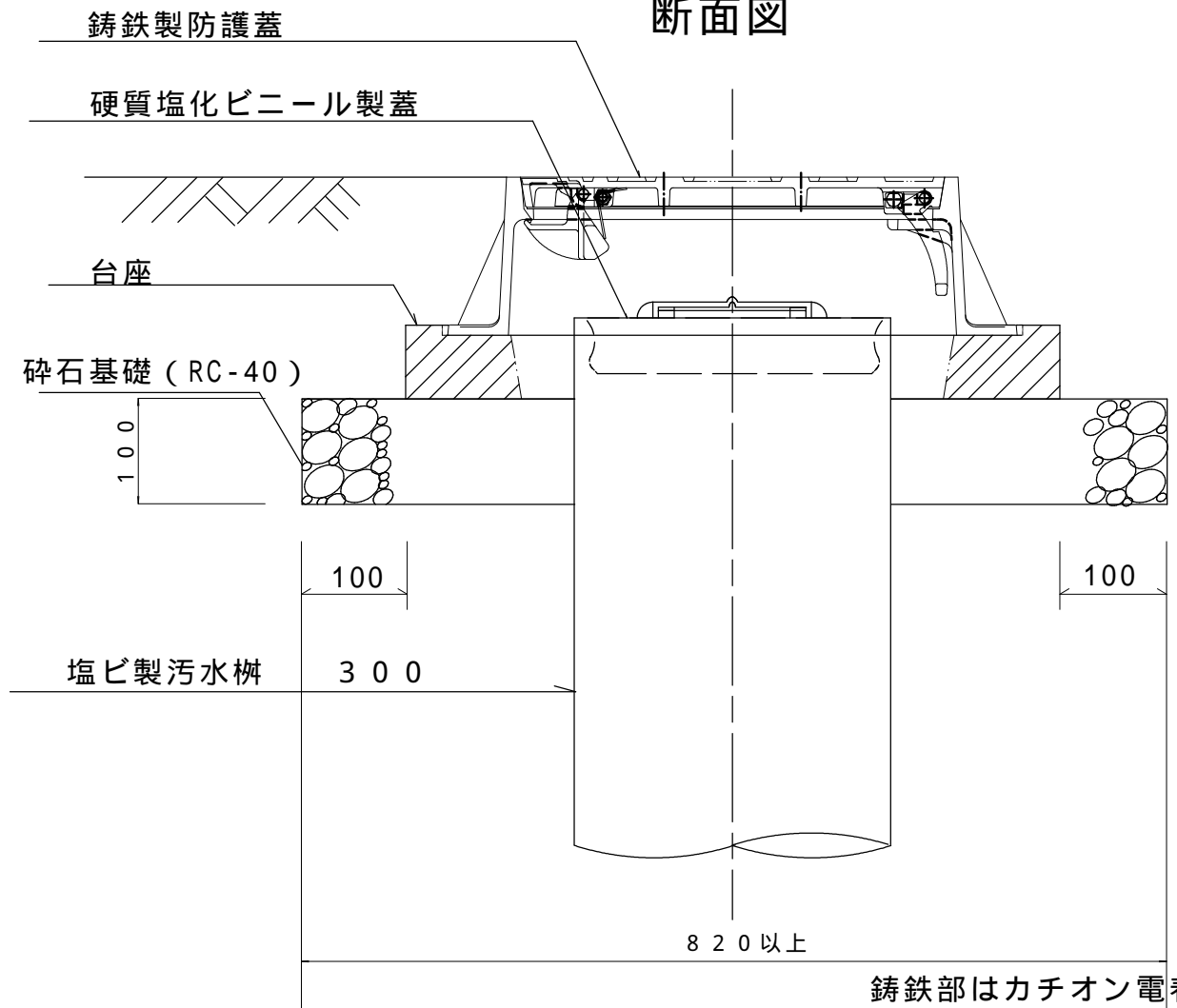
300塩ビ製ます用

T - 2 5、T - 1 4

平面図



断面図



厚木市型公共雨水ます防護蓋は、
表記の「おすい」を「雨水」にかえる。

なお、表記する文字は、
「ひらがな」又は「漢字」とする。



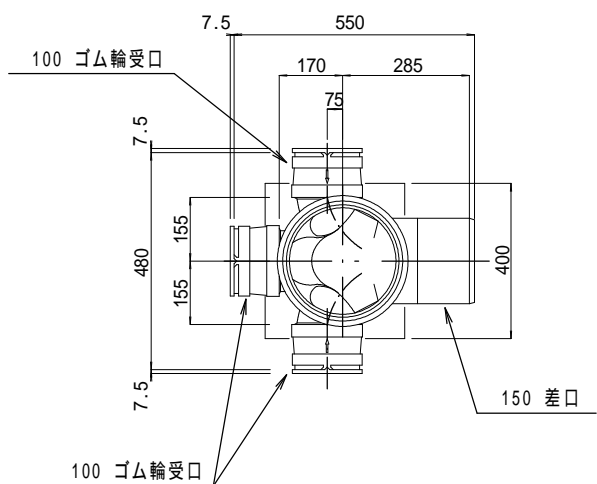
7

铸铁部はカチオン電着塗装

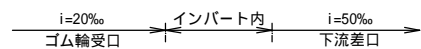
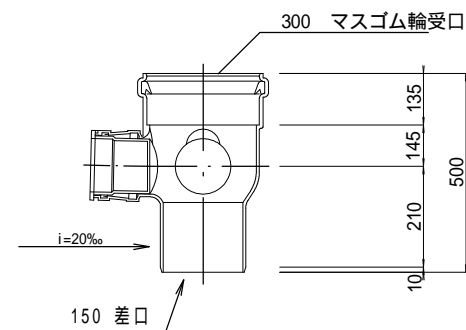
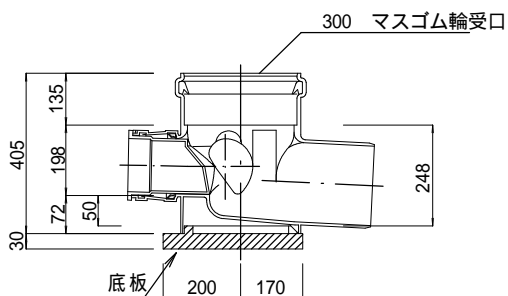
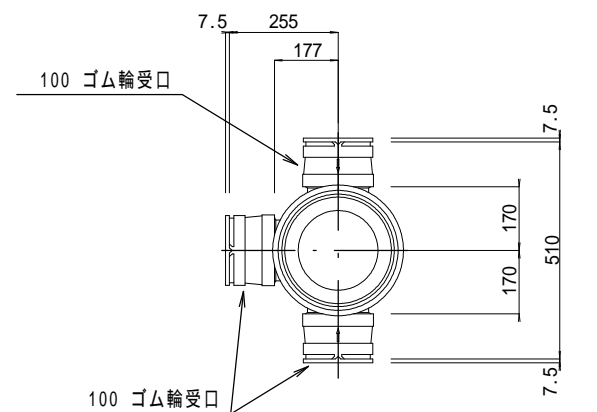
厚木市型公共ます標準構造図

300塩ビ製ます用

横 型



縦 型

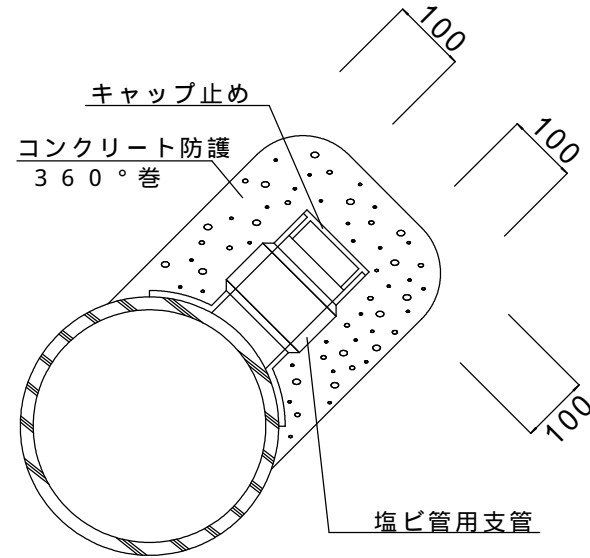
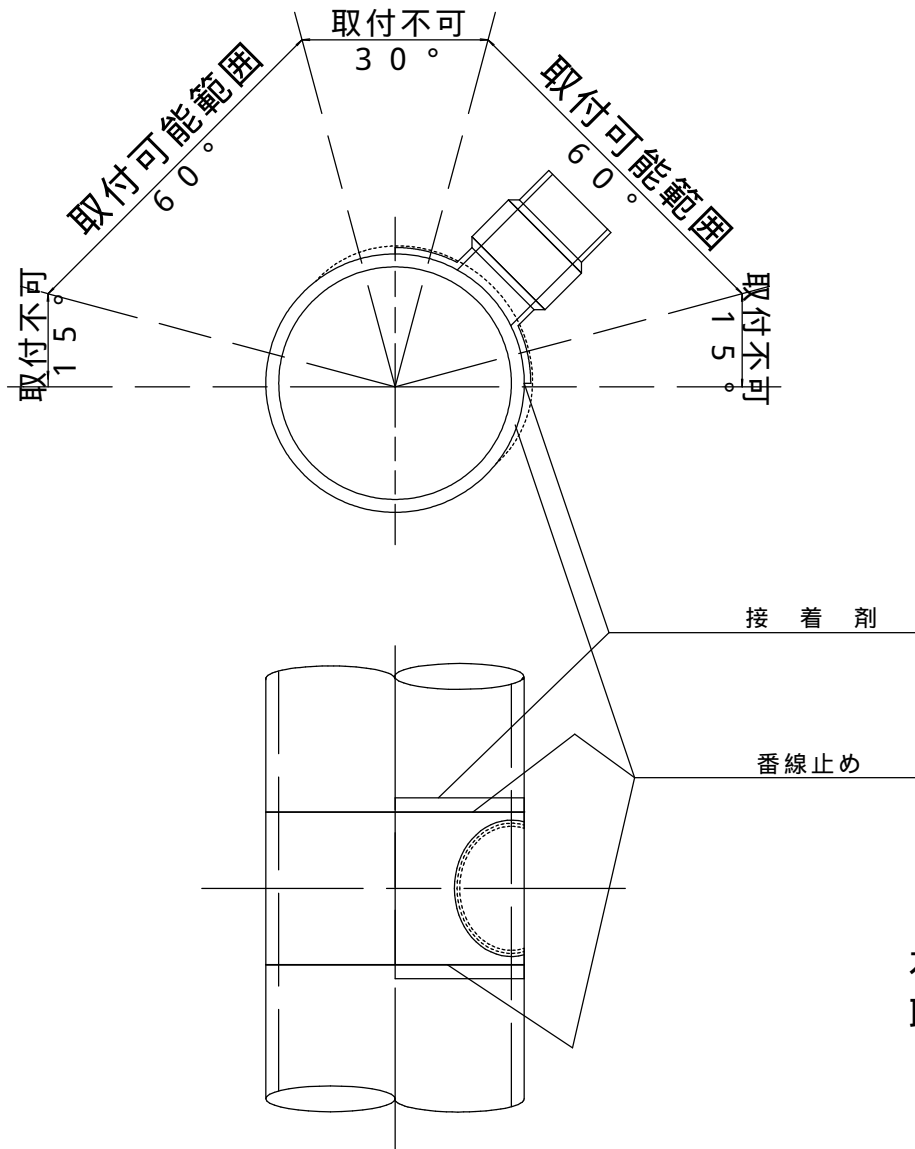


8

下水道用硬質塩化ビニル製ますは、下水道協会規格適合品とする。

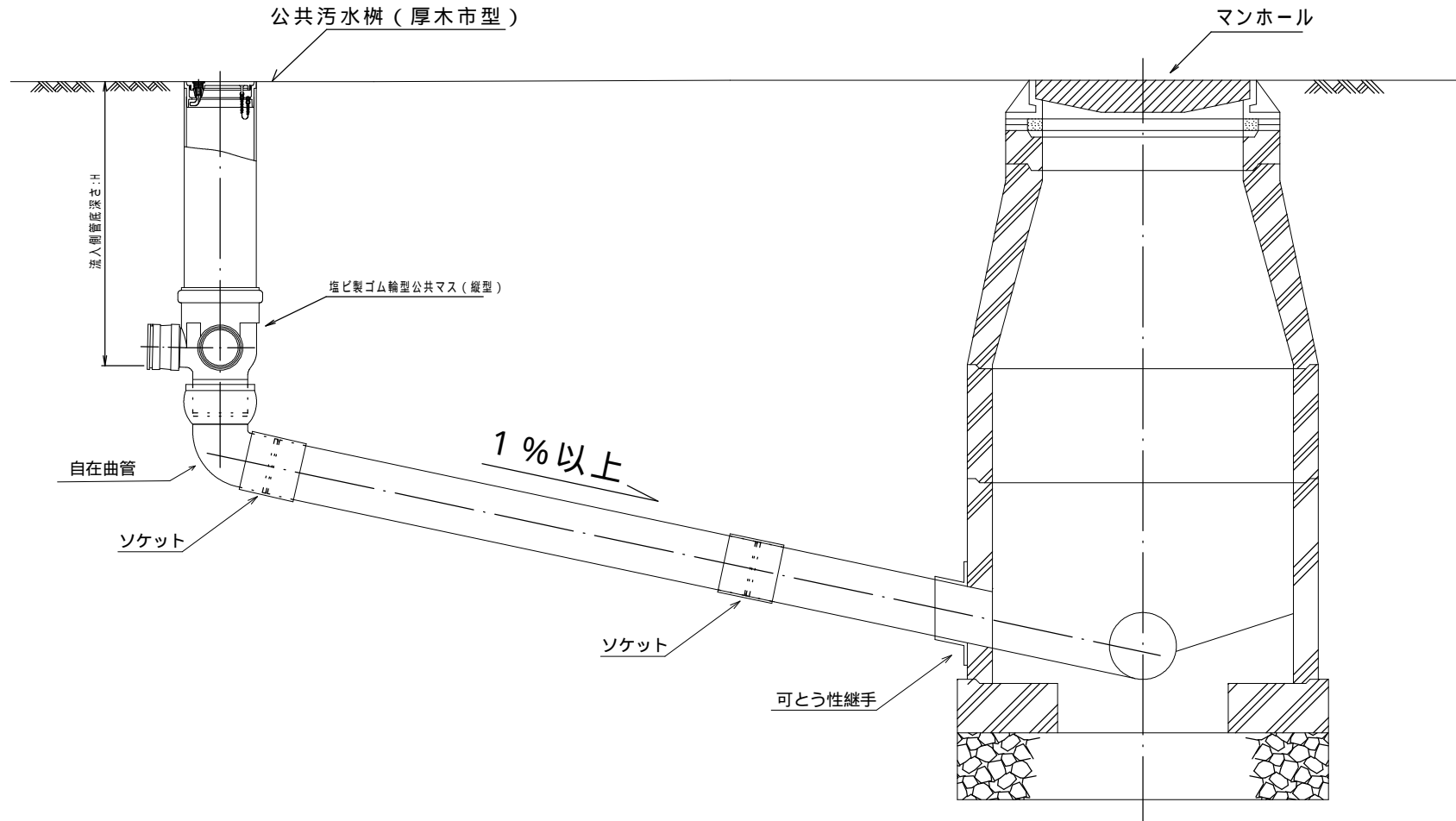
取付角度範囲図

公共ます撤去時の本管キャップ止め図



本管との取付け位置は、本管継目より30cm以上離し、
取付管と取付管との間隔は、1.0m以上とする。

厚木市型公共ます人孔接続標準構造図



原則として最上流端人孔への接続公共汚水枡に適用する。